



カメラに向かってピース

おしらせ

山田町役場 ☎82 - 3111

町のホームページアドレス

<https://www.town.yamada.iwate.jp/>

※お知らせする相談会や各種教室などの催しは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって、延期や中止となる場合があります。参加を希望する人は事前にお問い合わせください。

リサイクル資源回収 団体に報奨金を交付

町では、ごみ減量化の一環として、リサイクル資源の回収活動に取り組む団体に対し、回収量に応じた報奨金を交付しています。希望する団体は、事前に町への登録が必要となりますので、お問い合わせください。

▷対象団体 町内の子供会や自治会、婦人会—など

◆問い合わせ 町町民課環境衛生係(内線125)へどうぞ。

国民年金保険料の 学生納付特例制度

国内に住む20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。学生は「学生納付特例制度」が利用でき、本人の所得が一定以下の場合には納付が猶予されます。猶予期間は4月から翌年3月までの1年間で、過去2年分までさかのぼって手続きをすることができます。利用を希望する人は、次の必要書類を持参し、町町民課か宮古年金事務所申請してください。

※猶予された期間は受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

▷必要書類 ▶在学証明書か学生証(有効期限と学年が記載されたもの)▶年金手帳など基礎年金番号がわかるもの

◆申請先・問い合わせ ▶町町民課住民記録係(内線122)▶宮古年金事務所 ☎62-1963)へどうぞ。

4月分の納税

固定資産税…(第1期)
納期限…5月2日(月)
(口座振替日)

～忘れずに納付を～

法人の税申告期限は 申請で延長できます

新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告ができない法人は、申告期限を延長ができます。延長する場合は、町税務課に備え付けの「新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限申請書」を添付し、申告してください。

※申告の延長期間は、申告が可能となった日から2カ月以内の日を指定できます。

◆申請先・問い合わせ 町税務課町民税係(内線111、112)へどうぞ。

地域での困り事は 民生・児童委員へ

5月12日は、民生委員・児童委員の日です。民生委員や児童委員は地域の困り事への身近な相談役として、さまざまな相談に応じながら地域全体の見守り活動や訪問活動を行っています。各地区の担当委員を知りたい場合はお問い合わせください。

◆問い合わせ 町長寿福祉課地域福祉係(内線149)へどうぞ。

子どもへの不審な 声かけなどに注意

新学期が始まると、子どもへの不審な声かけやつきまといの事案が増える傾向にあります。子どもたちを犯罪被害から守るため、地域での見守り活動を強化しましょう。保護者の皆さんは、子どもたちに不審者を見かけた時の行動などを伝えておきましょう。

▷不審者を見かけたときの行動 ▶ついていけない▶大声を出して助けを呼ぶ▶すぐに逃げる▶最寄りの交番や110番に通報する

◆問い合わせ 宮古地区防犯協会連合会事務局(宮古警察署生活安全課内 ☎64-0110)へ。

太陽光発電システムの 設置費用を補助します

町では、太陽光発電システムを設置する際の費用の一部を補助しています。自宅などに同システムを設置する予定の人は申請してください。

▷対象者 次の要件全てに該当する人▶町内に住所を有する人▶過去に町から太陽光発電システムの設置工事で補助金を受けたことがない人▶町税を滞納していない人

▷対象家屋 申請者本人が居住するための住宅

※賃貸住宅や店舗は対象外です。店舗兼住宅の場合、住宅部分に使用するものであれば対象となります。

▷補助金額 太陽電池の最大出力1キロワット当たり3万円(上限10万円)

▷申請時期 設置工事の開始前

◆申請先・問い合わせ 町政策企画課まちづくり推進係(内線363)へどうぞ。

「まちなか循環バス」の 運行ルートなどが変更

町では、5月2日から「まちなか循環バス」の運行時刻やルートの一部が変わります。詳しい内容は、今号に同封のパンフレットをご確認ください。

▷主な変更内容 ▶既存ルートの「東回り」に反対回りの「西回り」を追加▶「山田小学校」「長崎四丁目」停留所を廃止▶「織笠大橋」から「道の駅やまだ」間の経路を廃止

▷運賃 1回の利用につき一律200円です。次に該当する人は運賃が100円になります。

▶小学生以下の人▶身体障がい者手帳などをお持ちの人▶70歳以上の人▶自動車運転免許証を返納した人

※70歳以上の人と自動車運転免許証を返納した人は、町が発行する割引乗車証が必要ですのでお問い合わせください。

◆問い合わせ 町政策企画課まちづくり推進係(内線361)へ。

ウクライナへの救援金 役場と支所で受け付けます

町では、戦闘が激化しているウクライナ国内や周辺国への救援活動を支援するため「ウクライナ人道危機救援金」を受け付けます。皆さんの温かいご支援をお願いします。

▷募金箱設置場所 ▶役場町民課▶豊間根支所▶船越支所

※企業や法人、団体などからの救援金は長寿福祉課窓口で受け付けます。

▷受付期限 5月25日

※協力いただいた救援金は全額、日本赤十字社を通じて、救援活動の支援に使われます。

◆問い合わせ 町長寿福祉課地域福祉係(内線151)へ。

